

下北山村きなりの郷プレミアム商品券取扱協賛店募集要項

下北山村では、地元消費の拡大、地域経済の活性化を目的に、地域振興に貢献する商店等において共通して使用できる25%のプレミアム付商品券を発行します。つきましては、下北山村内において、同商品券を取り扱う小売・飲食・サービス・宿泊業などの事業者を、以下の要項により募集します。

<取扱協賛店の資格>

1. 取扱協賛店として登録できるものは、下北山村内において一般消費者を対象に小売・飲食・サービス・宿泊業等の事業を営み、且つ店舗・事業所を有する事業者とする。但し、換金性の高いもの（有価証券、商品券等）を主に扱う業者は除く。
2. 取扱協賛店として登録を希望する者は、募集要項に定める取扱協力店としての責務等を遵守することの誓約を付した、別紙様式1の登録申込書を提出しなければならない。
3. 下北山村長は、2の申し込みを受け、1で定める取扱協賛店の登録資格の確認を行った上、登録を許可する。

<商品券の取扱い>

1. 取扱協賛店は、商品券を持参した消費者に対して、平成30年8月1日から平成31年1月31日までの期間に限り、券面記載額に相当する物品の販売、サービス等の提供を行う。
2. 額面記載額に満たない物品販売、サービス等の提供の場合でも、原則つり銭は支払わないものとする。
3. 商品券記載の使用期限を過ぎてからの協賛店での使用は禁止とする。
4. 消費者の商品券の利用限度額は、設けないものとする。

<商品券の換金>

1. 取扱協賛店は、消費者が使用した1月間の商品券を翌月の1日に委託業者（下北山村商工会）に提出することで、村に換金請求をする事ができる。

但し、半月間での換金を希望する場合は、その属する月の13日までに委託業者（下北山村商工会）に報告し、提出することで、村に換金請求をする事ができる。

2. 商品券を換金する際には、商品券の裏面に取扱店名を記載すること。
3. 取扱協賛店が提出した、使用済みの商品券の内容を確認し適正であれば、事前に登録された金融機関の口座へ利用金額が振り込まれる。

<登録の取消>

下北山村長は、この要項の各事項及び下記責務に違反するとき、換金の拒否、取扱協賛店登録の取消を行うことができる。

＜取扱協賛店の責務＞

1. 配布する取扱協賛店を示す掲示物を消費者にわかりやすく、見やすい場所に掲示すること。
2. 金券類（商品券、ビール券、図書券等）、プリペイドカードなどの換金性の高いもの、及び宝くじ等、並びに法律等で小売定価が定められたもの（タバコ等）の取引には賞品券の利用を不可とする。
3. 代金として商品券を受け取った後は、券面裏に取扱協賛店を署名・捺印すること。（換金時に記載なき場合は換金不可）
4. 既に券面裏に取扱協賛店名が記載された商品券の受け取りは拒否すること。
5. 商品仕入、買掛金、未払金等の支払いへの2次利用はこれを認めない。
6. 通常の注意をもってすれば偽造されたものと判断できる等の不正商品券の受け取りは、取扱協賛店の責任となるので、十分注意すること。また、その種の事案が発生した場合は、速やかに委託業者又は下北山村地域創生推進室まで報告すること。
7. 受け取った商品券の盗難、紛失等は、取扱協賛店の責任となるので、保管等にも十分注意すること。
8. 他の取扱協賛店の換金を代行することはできない。
9. その他下北山村長からの指示を遵守すること。